

# 危険ブロック塀等撤去費 補助制度のご案内

ブロック塀等の面している道路の種類によって  
補助金の申請課が異なります。

まず、**茅ヶ崎市建築指導課**にご相談下さい。  
相談内容・道路種別等を確認して**後日ご連絡**いたします。



※ブロック塀等・・・コンクリートブロック、コンクリートパネル、石材その他  
これに類する材料により築造されたもの

## 危険ブロック塀等の 撤去費補助金

### 補助金利用の条件

- ・建築基準法第42条に定義された道路に接するブロック塀等
- ・接する道路の面から高さ0.8mを超えるブロック塀等を0.8m以下まで撤去するもの
- ・建築基準法第43条の許可・認定を受けた道路に接するブロック塀等

### 補助金額

#### ①～③のうち最も低い額

- ① 撤去工事の見積額（消費税を除く）
- ② 撤去する塀等の部分の見付面積×6,000円/㎡
- ③ 上限20万円

世帯全ての者が65歳以上であり、当該全ての者が  
市民税を課税されていないときは上限30万円。

（1,000円未満端数を切り捨て）

## 補助の種類は2種類

### I 危険ブロック塀等の撤去費補助金 <<建築指導課>>

道路沿いに設置された高さ0.8mを超えるブロック塀等を撤去する費用の一部を補助します。

※茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱第7条第2項の規定により市の補償を受けて築造したものであって、その築造の日から  
起算して10年を経過していないものを除きます。

### II 狭あい道路整備事業 <<道路管理課>>

狭あい道路に接する敷地における、後退用地の譲渡及び、後退用地内にあるブロック塀等の工作物の除却に  
対する補償をします。

・危険ブロック塀等の撤去費補助金は、**工事前に補助金申請が必要**です。工事に係る消費税は申請者負担となります。

### 相談窓口

茅ヶ崎市 都市部 建築指導課 建築安全担当

TEL 0467-82-1111（内線2327、2328）

FAX 0467-57-8377

e-mail: kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

※詳細は相談窓口までご来庁されるか、  
電話でお問合せ下さい。  
インターネットをご利用の場合  
茅ヶ崎市のホームページをご覧ください。

茅ヶ崎市 危険ブロック

検索

# 手続きの流れ

## 事前相談

建築指導課で事前相談を受け付けます。

相談内容・道路種別等を確認して後日ご連絡いたします。(所管課名を伝達)

建築指導課

道路管理課

狭あい道路整備事業

## 交付申込

補助金交付申請書の提出 (建築指導課へ申請の場合)

### 【必要書類】

- 補助金交付申請書
- 個人情報調査同意書
- 案内図-----施工場所を明示した地図
- 配置図-----敷地と撤去するブロック塀等の位置を記入した図面
- 工事の概要がわかる図面 (立面図など)  
-----撤去長さ、高さ、撤去方法 (全部・一部)、撤去範囲を記載
- 現況写真 -----撤去するブロック塀等の高さや延長がわかる写真 (工事前の全景)
- 見積書 -----補助対象毎に項目を分けた見積書
- その他必要と認められるもの

通常の場合2週間程度

## 交付決定通知

補助対象であるか審査し通知します。

## 工事着手

交付決定通知を受け取ってから工事着手をしてください。

※交付決定通知前に工事を着手した場合、補助金を受け取れない場合があるので  
ご注意ください。

## 工事完了報告

工事完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

※実績報告書提出期限-----交付決定を受けた年度の1月31日まで

### 【必要書類】

- 実績報告書
- 完了写真 -----対象となるブロック塀等の撤去後の写真 (工事後の全景)
- 支払いを証明できる書類-----工事業者に支払った領収書とその請求書
- 補助金の請求書

通常の場合1か月程度

## 補助金の受取